

2020年7月6日

お客様各位

ベトナム経由第三国向け(ラオス・カンボジア) 越境貨物に関し (訂正)

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関し、ベトナム当局の要件に倣い、下記の通り注意事項をご案内申し上げます。対象のお客様 に於かれましては、宜しくご対応の程お願い申し上げます。

/// 今回の訂正は、以下赤字部分(ハイフォン港を追加)のみとなります ///

記

適用開始日 : 即日

対象 : ベトナム経由ラオス、カンボジア向けの越境貨物

- 1. ラオス向け越境貨物の荷揚港はベトナム・ダナン港、若しくはハイフォン港とする
- 2. カンボジア向け越境貨物の荷揚港はベトナム・カイメップ若しくはホーチミンとする
- 3. 上述荷揚港からベトナム国内の他港若しくは内陸 ICD へ移送された貨物のラオス、カンボジア への越境手配は認められない
- 4. BL 面上の Consignee 名は、在ラオス、在カンボジアの受荷主名となるが、Notify Party は在ベトナムの企業を記載する
- 5. 越境申請の為、BL 面上に In-Transit Clause の記載が求められる

記載例)

Example: First Discharge Port as Cai Mep

- Port of Discharge: Cai Mep
- Place of Delivery: Cai Mep CY
- Final Destination (for Merchant's Reference): Phnom Penh, Cambodia.
- Goods Description: This clause "Cargo is in transit to Phnom Penh, Cambodia via Cai Mep under customer's own arrangement, risk and cost" should be shown.

ご不明な点等御座いましたら、弊社営業担当までお問合せ下さい。